

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード(写)等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	(学校名 :)										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年		月	日	
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号										
	住所										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年		月	日	
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号										
	住所										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年		月	日	
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号										
	住所										
同意者	申請者との続柄		生年月日				年		月	日	
	ふりがな										
	氏名										
	個人番号										
	住所										

備考

- 同意者(所得がある者に限る。)本人が記載してください。
- 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。
 なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです(3)の書類は貼付しないで、添付してください。)
 (1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード(個人番号が記載された面)
 (2) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第16号)第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カード(当該カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る。)
 (3) 個人番号が記載された住民票
- 運転免許証、旅券等「本人(実存)確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人（実存）確認書類貼付欄